

繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進上の留意事項について

令 6.3.6 警察庁丙生企発第80号、丙人少発第18号、丙保発第3号、丙企画発第12号、丙人発第38号、丙会発第69号、
丙通基発第2号、丙刑企発第18号、丙支発第5号、丙組一発第4号、丙組二発第6号、丙国捜発第35号、丙交企発第17号、丙交指発第8号、
丙規発第4号、丙備企発第27号、丙外事発第22号、丙中企発第12号、丙情解発第1号
生活安全局長、長官官房長、刑事局長、交通局長、警備局長、サイバー警察局長から各都道府県警察の長あて

(概要)

繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策については、「繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進について（依命通達）」（令和6年3月6日付け警察庁乙生発第1号ほか）により引き続き総合対策を実施することとされたところであるが、各都道府県警察に対し、推進上の留意事項として、

- 暴力団や匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織の実態解明及び取締りを推進すること。
- 風俗環境上特に問題となっている事項に集中的に警察力を投入し、風俗環境上の課題解決に資するための取締りに重点を置くこと。
- ホストクラブ等の売掛金等に起因して敢行される違法行為については、看過することなく、確実な取締りを推進するとともに、立入り及び迅速・的確な行政処分の推進により無許可営業等の根絶を図ること。
- 風俗営業等の接客従業者の中に人身取引被害者や福祉犯の被害少年が潜在している可能性について十分配慮し、これらの被害者の認知・把握に努めること。
- 取締りにより生じた空きビル・空き店舗等への暴力団事務所の開設、違法風俗店等の入居等の阻止等を推進するため、宅地建物取引業者、ビル・マンションのオーナー等に対して、暴力団関係者や違法風俗店等の排除等の措置を指導するとともに、取締りにより生じた空きビル・空き店舗等に速やかに適正な用途の入居等が行われるよう、商店街、商工会議所、商工会、地域住民等（以下「商店街等」という。）及び自治体による対策を促すこと。
- 商店街等や自治体に対して、繁華街・歓楽街をめぐる犯罪の発生状況等を説明して、問題意識を共有した上で、繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた取組への参画と主体的な取組の推進を促すこと。
- 客引きやスカウト行為、特定の地域で常態的に行われる売春目的の勧誘、客引き等を受けて入店した客からの不当な料金の取立て等の迷惑行為に対し、法令を多角的に適用した積極的な取締りを実施するとともに、商店街等や自治体との協

働を図り、迷惑行為の防止のための広報啓発活動等を推進すること。

- 違法駐車が常態化して交通渋滞を悪化させるなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼしている地域においては、商店街等、自治体及び関係機関と連携して、ハード・ソフト一体となった総合的な駐車対策を推進すること。
- 街の活性化を図るために道路上で開催されるイベント等に伴う道路使用許可について、イベント等の実施主体から十分な時間的余裕を持って事前相談が行われるよう周知するとともに、事前相談に対して、協議会の活用を含め、商店街等、自治体、道路利用者等の合意形成が円滑になされるよう必要な助言、情報提供等を行うなど、イベント等の社会的な意義を踏まえ、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配慮すること。
- 外国人の来訪状況等を踏まえ、繁華街・歓楽街の安全・安心に係る情報を来日外国人に対しても積極的に発信するなどの対応を図ること。

等を示し、繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた効果的な諸対策の推進を指示した。